

平成28年 2月 1日

独立行政法人国立高等専門学校機構
宇部工業高等専門学校 お取引先 各位

独立行政法人国立高等専門学校機構
宇部工業高等専門学校
契約担当役 事務部長 吉田泰彦

誓約書の提出について（お願い）

平素は本校の教育研究活動に関わる物品・役務等の調達にご高配を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

本校（高専機構）では、一昨年来、取引先の皆様方に「誓約書」の提出をお願いしてきたところですが、このたび、文部科学大臣決定として「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」が改正され、取引業者に対して不正な取引に関与しない旨を定めた誓約書等の提出を求めることとされたことを受け、ガイドラインに沿った「誓約書」の提出をお願いすることとなりました。

取引先の皆様には大変ご面倒をおかけしますが、趣旨をご理解のうえ、「誓約書」の提出にご協力をお願いいたします。

■ 提出方法等について

➤ 郵送または直接持参によりご提出ください。

■ 誓約書の様式 [word 形式] は、宇部高専ホームページ《入札情報》に掲載しています。

適宜ダウンロードのうえ、ご利用ください。

《入札情報》へは、トップページ「企業の方へ」よりアクセスしてください。

【担当】 宇部工業高等専門学校
総務課財務係
TEL 0836-35-4968
Mail zaimu@ube-k.ac.jp

平成27年3月4日

お取引業者各位

独立行政法人国立高等専門学校機構
理事長 小 畑 秀 文

誓約書の提出について（依頼）

標記のことにつきまして、昨今の報道等によりご承知のとおり、大学等研究機関における研究費の不正使用事案が後を絶たないことを受け、平成26年2月18日付け文部科学大臣決定として「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」が改正され、取引業者に対して不正な取引に関与しない旨を定めた誓約書等の提出を求めることとされました。

つきましては、本機構では、従来より、会計検査院の指摘等に対する改善方策の一環として、皆様方に「誓約書」の提出をお願いしてきているところですが、今般のガイドラインの改正趣旨を踏まえて、平成27年4月1日以降に本機構と取引がある業者の皆様方に対しまして、別紙「誓約書」の提出をお願いすることとなりましたので、ご理解、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

なお、今後、本機構は、当該誓約書の提出があった業者様を対象として取引を行う方針であることを申し添え致します。

記

【ご提出方法】

提出にあたっては、以下の提出先へ、郵送、又は直接持参によりお願い致します。

~~—高専機構本部事務局—契約担当役—事務局長—宛—~~

・国立高等専門学校・・・契約担当役 事務部長 宛

(詳細は、取引のある機構本部事務局財務課、国立高等専門学校総務課又は同管理課までお問い合わせ下さい。)

※誓約書の様式は、提出場所で配布しておりますが、高専機構の工事・調達情報からもダウンロード可能となっておりますので、ご利用願います。

<http://www.kosen-k.go.jp/seiyakusyo.html>

※誓約書の作成及び提出にあたっては、「「誓約書」作成上の注意点」をご確認ください。